

空き家に関するさまざまな制度をご存じですか？

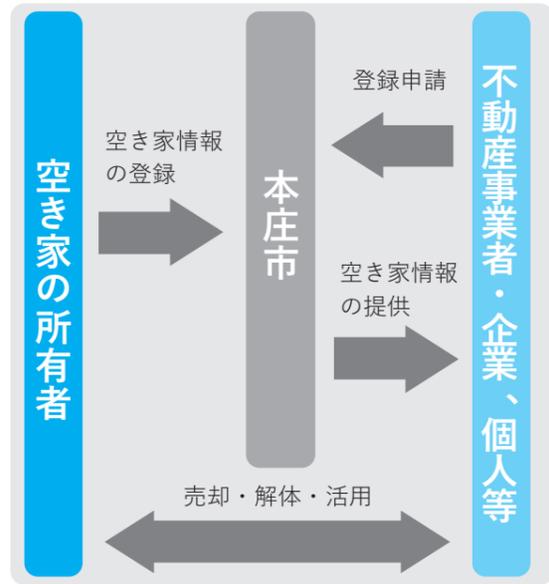
空き家情報提供制度

空き家情報提供制度とは、空き家の活用を促進するため、所有者の氏名や空き家の情報(所在地、建築年、建物面積等)を市から不動産事業者や空き家を活用したい事業者、個人等に提供するものです。

空き家の情報を登録(提供)したい方、空き家の情報を提供してもらいたい方を募集しています。

空き家の売却、解体、活用にお困りの方や空き家情報の提供を受け活用したい方は、お気軽に都市計画課(市役所2階)までご相談ください。

※詳しくは、市HPをご覧ください。



空き家の発生予防のための「相続おしかけ講座」

空き家の相続に関するお悩みはありませんか。県では、相続や認知症への適切な対策を周知・啓発するために「相続おしかけ講座」を実施しています。

行政書士や司法書士等の専門家が、地域の集まり等に伺い、相続対策についてわかりやすく解説します。

対象 おおむね10人以上が集まる地域の高齢者向けサロンや自治会による集会など

※可能であれば、会場にマイク・ホワイトボードをご用意ください。また、会場使用料等は申込者の負担となります。

申込 申込書に必要事項を記入のうえ、開催希望日の1か月前までに都市計画課へ提出

※申込書等、詳しくは県HPをご覧ください。



相続・空き家問題の発生予防 DVD を貸出

誰にでも起こり得る相続・空き家トラブルへの対策について、司法書士が解説するDVDを無料で貸し出しています。

講師 吉田 健 氏(埼玉司法書士会 司法書士)

対象 市内で活動する団体

申込 直接都市計画課へ

相続土地国庫帰属制度が新たに創設

相続または遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放して国に譲渡できる「相続土地国庫帰属制度」が新たに創設されました。

※対象要件等、詳しくは法務省HPをご覧ください。



★さいたま地方法務局 ☎ 048-851-1000

※令和5年度固定資産税納税通知書に同封の「空き家・空き地に関するチラシ」に掲載した本制度の問い合わせ先に誤りがありました。お詫びして訂正します。

誤 さいたま地方法務局本庄出張所 ☎ 0495-22-3264

正 さいたま地方法務局 ☎ 048-851-1000

あなたの空き家・空き地の管理、大丈夫ですか？



空き家、空き家等管理サービス事業者に関すること：都市計画課 ☎ 25-1136
 空き地に関すること：環境推進課 ☎ 25-1173、支所環境産業課 ☎ 72-1334

空き家や空き地を放置すると、草木の繁茂や家屋の老朽化による建築材の飛散など、周囲の生活環境に影響を与えます。適正に管理されていないことが原因で他者に損害を与えた場合は、所有者がその責任を問われます。

所有者の皆さんは、**下記の内容をチェック**し、思わぬトラブルを招かないようにきちんと管理しましょう。

▶建物

- 屋根・軒裏：屋根材や軒天井の異状(変形、はがれ、破損)
- 窓・ドア：ガラス割れ、傾き、開閉の不具合
- 雨どい：水漏れ、変形、外れ
- 外壁：腐朽、はがれ、破損、浮き
- 土台・基礎：破損、腐朽、ずれ

▶その他

- 塀・門扉：ひび、割れ、傾き
- 敷地：ごみ等の不法投棄、害虫の発生、動物のすみつき、草木の繁茂、臭気



本庄市空き家等管理サービスの登録事業者をご利用ください

空き家等の管理にお困りの所有者は、「本庄市空き家等管理サービス」の登録事業者をご利用ください。

管理サービスの内容

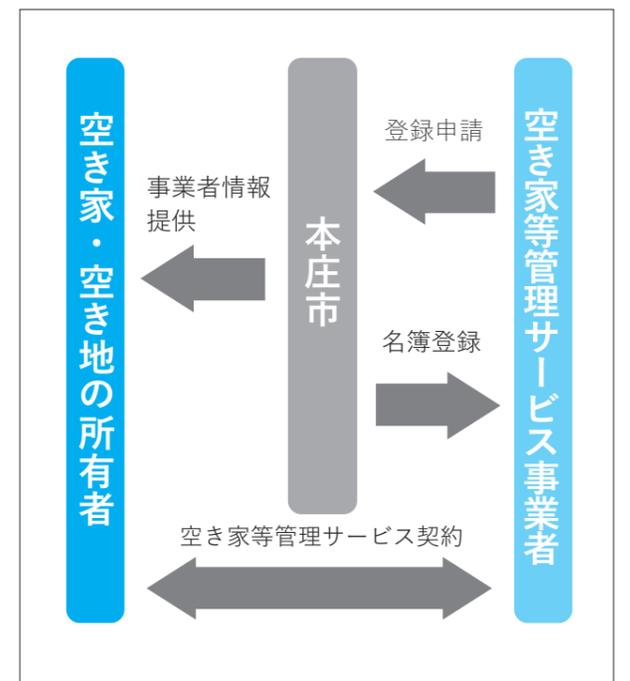
- (1) 空き家の内外の点検
- (2) 空き家の換気及び通水
- (3) 空き家・空き地の清掃、除草及び樹木の剪定
- (4) 空き家の家財の処分
- (5) 空き家の修繕
- (6) 空き家の解体

空き家等管理サービス事業者を追加募集中

空き家や空き地を管理するサービスや、空き家の解体を行う事業者を市で登録し、空き家等の管理にお困りの所有者へ情報提供しています。年間を通じて募集しますので応募方法等、詳しくは市HPをご覧ください。

登録できる事業者の要件

- (1) 本市市内に本店、支店、営業所または事業所を有していること
- (2) 定款等を定めていること
- (3) 本市市の市税を滞納していないこと
- (4) 法令・条例等の規定により許可、認可、届出等を必要とするサービスの場合、その許認可等があること(許可を受けている事業者に委託可)
- (5) 暴力団または暴力団員の統制下にある、もしくはそれらに関連する団体でないこと



※詳しくは、市HPをご覧ください。



暮らしやすいまちにしていくなためにも、**空き家・空き地の管理**にご協力をお願いします。

